

# 『海岸法の一部を改正する法律』について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 港湾物流維持係長 志水 康祐

## はじめに

海岸法の一部を改正する法律(平成26年法律第61号。以下「改正法」という。)は、平成26年6月4日に改正され、同年6月11日に公布されました。今回の改正は、南海トラフの地震等による大規模な津波等に備えるため海岸の防災・減災対策を強化するとともに、高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化に対応するため海岸の適切な維持管理を推進する目的で行われたものです。

## ■改正の概要

### (1) 海岸保全施設の減災機能の明確化

東日本大震災では、想定を超える津波が海岸保全施設を超え、破壊したことにより、背後地に甚大な被害をもたらしました。これにより、海岸保全施設のみでは背後の人命・資産を完全に守りきることが困難であるということ認識させられました。そのため、今後の津波対策は最大クラスの津波(L2津波)と比較的発生頻度の高い津波(L1津波)を設定し、L2津波に対しては避難を中心に人命を守り、L1津波に対しては人命・資産の保護、経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設の整備を進めることとなりました。また、海岸保全施設の整備にあたっては、L1津波に対応した高さを基本としつつも、それを超える津波に対しても、壊れにくくすることで、減災効果を発揮できるいわゆる粘り強い構造とすることが必要となりました。そのため、改正法では堤防等と一体的に設置される減災機能を有する樹林(いわゆる「緑の防潮堤」(図1))や根固工を海岸保全施設として明確に位置付けることとし、粘り強い

図1-緑の防潮堤イメージ



構造の海岸保全施設の整備を推進することとした。

胸壁については、平成25年11月にとりまとめた「港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン」において、粘り強い構造に関する指針が示されています(図2)。「緑の防潮堤」の整備にあたっては、背後に位置する海岸防災林等と一体的に整備を行うことで、減災効果を向上させることが期待できます。そのため、改正法では、関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための「協議会」を設置することができることとした。

協議会では、「緑の防潮堤」の整備に関する協議のほかにも、海岸保全施設の整備と土地利用、避難対策等のソフト対策との連携により沿岸部における効果的な防災・減災対策を進めるための場としての活用も期待されるものです。

### (2) 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

東日本大震災においては、消防団員254名が犠牲となっており、この中には、水門等の操作に従事することによって津波の被害を受けた59名も含まれていました。実際、水門等の開閉操作については、現場操作員が危険な状態となった場合の対応が、現場操作員の判断に任されている場合が多数あり、また、水門、陸閘等の管理・運用に関する規則等が策定されていない施設も多く、緊急時の対応が不明確であったり、現場での判断に任されたりしている状況でした(図3)。

図2-港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン

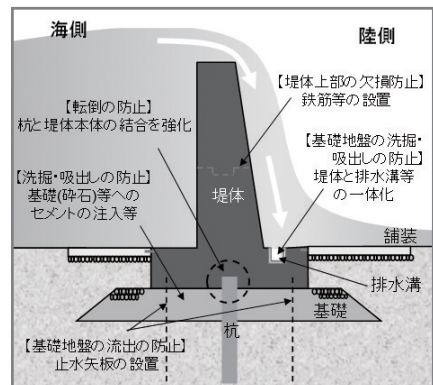
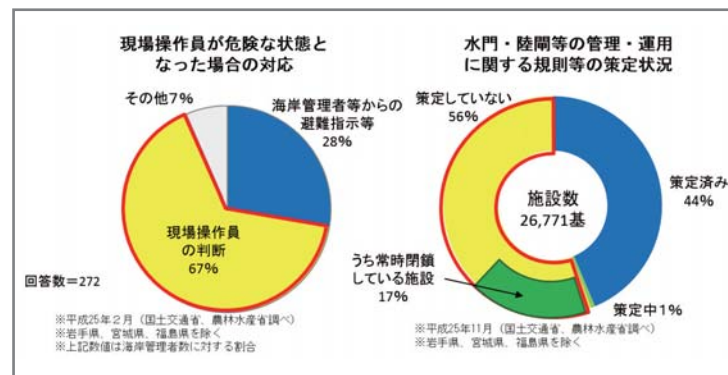


図3-水門、陸閘等の管理・運用に関する現状



このような状況を踏まえ、改正法では水門・陸閘等について、操作方法や平常時の訓練、現場操作員の安全の確保等に関する操作規則等の策定を義務付けることとし、水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の構築を推進することとした。

また、水門・陸閘等の操作を操作規則に定め、また、訓練を行い災害時に備えを十分に行っていた場合であっても、不測の事態が生じ、災害時に適切な対応ができない場合があります。例えば東日本大震災の際には、陸閘の上に漁具が放置されており、陸閘を閉めることができない事例がありました。

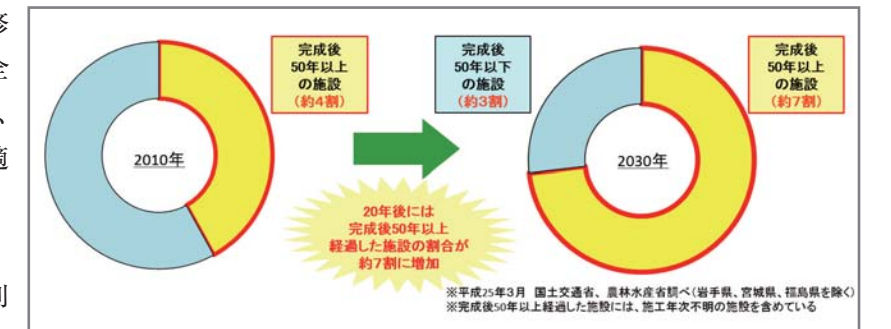
そのため、改正法では、海岸管理者は災害時に緊急の必要があるときに障害物の処分等を行うことができること、付近に居住する者等を陸閘の操作等の業務に従事させることができること、こうした緊急措置により生じた損失・損害を補償しなければならないこととした。

### (3) 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

全国の海岸保全施設のうち堤防・護岸等は全国に8,500km(岩手県、宮城県、福島県を除く)あり、その多くは高度経済成長期に集中的に整備されたものです。現在、建設後50年以上経過した施設は約4割あり、2030年には約7割に達するなど急速な老朽化が見込まれています(図4)。

このため、改正法では海岸管理者が海岸保全施設を良好な状態に保つよう、維持・修繕すべきことを明確化するとともに、予防保全の観点に立った維持・修繕に関する基準を、省令で策定することとし、海岸保全施設の適切な維持管理を推進することとした。

図4-海岸堤防等の老朽化の現状



### (4) 座礁船舶の撤去命令

改正前の海岸法では、砂浜等の適正な利用を確保する観点から海岸保全区域内の陸域(公共海岸に該当し、海岸管理者が指定した区域)ではみだりに船舶を放置することを禁止し、違反した場合には撤去命令等を行うことができる一方で、海域で座礁し、放置された場合は撤去を命令することはできませんでした。このため、改正法では海岸保全区域内において船舶が座礁または沈没し、当該船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等に、海岸管理者は当該船舶の撤去をその船舶所有者に命令することができることとした。

### (5) 海岸協力団体制度の創設

海岸においては多くの民間団体等(企業、NPO、ボランティア団体等)が、海岸の清掃、希少動植物の保護、環境教育等の様々な活動を自発的に行っています(図5)。今後、海岸管理の充実を図っていくためには、海岸管理者のパートナーとしてこのような法人・団体の活動を促進することが重要です。

このため、改正法では海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体を、海岸管理者が海岸協力団体として指定することができることとした。また、この海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行うこととしています。

## 終わりに

今回の海岸法の改正により、南海トラフの地震等による大規模な津波等の災害や海岸保全施設の老朽化に対して一層の取り組みを進めていただくこととなります。海岸関係省庁は、その内容がより効果的で実効性あるものとしていくために、引き続き、海岸管理者や地域で海岸の管理に携わられている方々の意見を取り入れつつ、各施策の充実を図ってまいります。

図5-海岸で活動する民間団体数

